

議案第3号

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月形祐二

理由

地方自治法の一部改正等により、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、本広域連合において必要な措置を講ずるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、
費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和2年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条第2項を削る。

第9条第4項第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第1項第1号中「給与条例第18条第1項に規定する」を削り、「以下「基準日」という。」を「給与条例第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、その者の基準日（給与条例第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、同項に規定する規則で定める日に勤勉手当を支給する。

（1） 基準日に在職する者

（2） 基準日現在で直近の基準日の翌日以降の任期の合計が6月上である者

（3） 1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者

2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第4号）第13条の2第2項の規定を準用し、同項に規定する額を超えてはならない。

3 勤勉手当の支給については、前2項によるほか、給与条例第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、第19条中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支

給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

- 4 パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間及び勤勉手当基礎額の算定方法は、規則で定める。
- 5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項を削る改正規定は公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置は、広域連合長が別に定める。

（福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第17条第1項第2号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

（福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）

- 5 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成21年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「額の額」を「額の総額」に改める。

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>（以下「各種手当」という。）とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(給与の支給方法等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、職員の例による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>通勤手当、期末手当及び勤勉手当</u>を除く各種手当の支給に関する事項</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、給与条例第18条第1項に規定する支給日に期末手当を支給する。</p> <p>(1) <u>基準日（給与条例第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）</u>に在職する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(<u>勤勉手当</u>)</p> <p><u>第13条の2 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、その者の基準日（給与条例第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、同項に規定する規則で定める日に勤勉手当を支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬<u>及び期末手当</u>とし、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>（以下「各種手当」という。）とする。</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p><u>2 前項の規定により準用する給料表の改正が行われた場合は、翌年度から適用する。</u></p> <p>第6～第8条 (同左)</p> <p>(給与の支給方法等)</p> <p>第9条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>通勤手当及び期末手当</u>を除く各種手当の支給に関する事項</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>第10条～第12条 (同左)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 (同左)</p> <p>(1) <u>給与条例第18条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）</u>に在職する者</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>2～5 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>(1) <u>基準日に在職する者</u></p> <p>(2) <u>基準日現在で直前の基準日の翌日以降の任期の合計が6月以上である者</u></p> <p>(3) <u>1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者</u></p> <p>2 <u>会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第4号）第13条の2第2項の規定を準用し、同項に規定する額を超えてはならない。</u></p> <p>3 <u>勤勉手当の支給については、前2項によるほか、給与条例第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、第19条中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間及び勤勉手当基礎額の算定方法は、規則で定める。</u></p> <p>5 <u>フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</u></p>	

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例・新旧対照表
(附則第4項関連)

改正案	現行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第8条～第16条 (略) (部分休業の承認)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第8条～第16条 (同左) (部分休業の承認)</p> <p>第17条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p>

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例・新旧対照表
(附則第5項関連)

改正案	現行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、県職員給与条例第22条第2項の規定を準用し、同項第1号に規定する額を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (同左)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の額は、県職員給与条例第22条第2項の規定を準用し、同項第1号に規定する額を超えてはならない。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p>